

2022年版『最重要論点 250』の訂正につきまして

2022年5月16日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2022年版 出る順行政書士 最重要論点 250』第1刷の記載につきまして、訂正がございます。

GD05845 『2022年版 出る順行政書士 最重要論点 250』第1刷

(p. 132) 3 婚姻の取消し

取消事由	婚姻を取り消すことができるのは、上記表中の婚姻障害①～④に該当する場合と婚姻の意思表示が詐欺・強迫による場合である（743条） ⇒未成年者が婚姻するには父母の同意が必要である(上記表中の婚姻障害⑤)が、同意が得られないのに誤って受理されたときは、取消しを請求することはできず、婚姻はそのまま有効とされる ↓（3行目～5行目をすべて削除）
取消事由	婚姻を取り消すことができるのは、上記表中の婚姻障害①～④に該当する場合と婚姻の意思表示が詐欺・強迫による場合である（743条） （削除）

以上のように、訂正いたします。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部